

## 公益社団法人北海道交通安全推進委員会旅費支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道交通安全推進委員会（以下「本委員会」という。）定款第53条第5項の規定に基づき、会務によって旅行する場合の旅費支給に関する基本的事項を定めることにより、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (旅費の支給)

第2条 役職員等の職務にある者に対して支給する旅費の額は、次のとおりとし、その支給方法等については、道職員等の旅費に関する条例に準ずる。

- (1) 役員、交通遺児奨学部会委員、顧問、相談役、事務局長、講師は、道職員行政職給料表7級相当額とする。
- (2) 事務局職員は、道職員行政職給料表6級相当額とする。
- (3) 職員が赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

### (補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、本委員会の設立登記のあった日（平成23年3月1日）から施行する。